

中山間地域等一覧

中山間地域等						
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)			特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)			
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令
仁多町	阿井村 三沢村 亀嵩村	○山村振興法第7条第1項	仁多町	布勢村 三成村		○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項 ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項
横田町	鳥上村 八川村 馬木村					
奥出雲町			横田町	横田村		○豪雪地帯対策特別措置法第2条 ○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項
			従来どおり			

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算